

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 障害支援区分認定調査員等研修事業

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 地域生活支援係 電話番号：058-272-1111 (内 2619)

E-mail: c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 869 千円 (前年度予算額：902 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県債	一 般 財 源
前年度	902	451	0	0	0	0	0	0	451
要求額	869	434	0	0	0	0	0	0	435
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

障がい者に対する専門的支援の技術を有する人材を養成するため、各種研修事業を実施する。

(2) 事業内容

ア 障害支援区分認定調査員 (新任者・現任者) 研修

対象者：市町村職員、指定相談事業者従事者等

内 容：制度概要、障害支援区分の手続きに関する事、認定調査実施方法に関する事等

イ 市町村審査会委員研修 (新任者・現任者) 研修

対象者：市町村審査会委員予定者

内 容：制度概要、支給決定手続き及び審査会の役割、障害支援区分判定等の基準、審査会運営に関する事等

ウ 主治医研修

対象者：県内在勤の医師

内 容：障害者総合支援法に係る介護給付費等支給決定プロセス、審査方法の概要、医師意見書作成の意義と記載方法等を内容とする研修を実施

(3) 県負担・補助率の考え方

地域生活支援事業実施要綱に基づく都道府県実施事業。国 1 / 2、県 1 / 2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	72	講師謝金（障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修）
旅費	159	国研修 1 回、費用弁償、業務旅費
需用費	15	研修資料費
委託料	503	主治医研修委託費
使用料及び 賃借料	120	会場借り上げ料（障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修）
合計	869	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 事業主体及びその妥当性

地域生活支援事業実施要綱に基づく都道府県実施事業。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
障がい者に対する専門的支援の技術を要する人材養成の研修を行うことで、障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員、主治医のスキルアップが図られ、障がい者のサービス等の質の向上につながる。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
		(H20)	(H21)			
障害支援区分認定調査員受講者数(1年次)	107人 (H20)	117人 (H21)	89人 (H22)	138人 (R元)	100人 (R3)	138%
市町村審査会委員(1年次)	8人 (H20)	26人 (H21)	9人 (H22)	39人 (R元)	40人 (R3)	98%
主治医研修受講者数	577人 (H20)	360人 (H21)	345人 (H22)	111人 (R元)	216人 (R3)	52%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・障害支援区分認定調査員研修
（新任者）93人 （現任者）45人
 - ・市町村審査会委員研修
（新任者）29人 （現任者）10人
 - ・主治医研修（5圏域）111人

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
当該研修を行うことにより、市町村における障害支援区分認定調査、審査会における障害支援区分判定の審査、審査に必要な主治医の医師意見書など、障害者総合支援法に基づく各種業務や事業の適正かつ安定的な運営の確保につながっている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い	
(評価) ○	当該各研修により、認定調査員、審査会委員、主治医の資質の向上につながるため、事業の必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	年度により受講希望者数の増減はあるものの、市町村職員の異動や審査会委員の任期満了に伴う交代による新任者の受講や、現任者による受講など、一定の受講者があり、事業の成果が得られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある	
(評価) ○	受講対象者が参加しやすいよう、認定調査員及び審査会委員の研修は、平日及び土日の設定をしている。また、主治医研修についても平日の午後又は土日の設定をするなど、開催日時を考慮し、より多く受講できるよう事業効果を勘案して実施している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 障害支援区分認定、市町村審査会及び主治医による医師意見書作成は、障害者総合支援法に基づく障がい者等への適正かつ安定的な支給決定プロセスの過程において必須であり、今後も継続が必要となる。今後もより多く受講できるよう開催日時や会場等を配慮しながら取り組む必要がある。
--

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 当該研修事業については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のうち都道府県の必須事業として位置付けられている。今後も障がい者へのサービス等が円滑に実施されるよう、事業を継続していく。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	